



三重県公報

令和5年3月31日 (金)

第 400 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
204	地方自治法施行令第158条第1項の規定による寄附金の収納事務の委託	(税 務 企 画 課)	3
205	地方自治法第231条の2の3第1項の規定による指定納付受託者の指定	(同)	3
206	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	3
207	生活保護法の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	3
208	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	4
209	生活保護法の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定	(同)	4
210	生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	4
211	生活保護法の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	4
212	生活保護法の規定による指定介護機関からの当該事業の休止の届出	(同)	5
213	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関の指定	(同)	5
214	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	5
215	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	5
216	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護支援給付のための介護等を担当する機関の指定	(同)	6
217	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	6
218	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	6
219	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの当該事業の休止の届出	(同)	7
220	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(障 が い 福 祉 課)	7
221	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物が地下にある土地の区域の指定	(廃 棄 物 ・ リ サ イ ク ル 課)	7
222	同件	(同)	8
223	同件	(同)	8
224	家畜伝染病検査等の実施	(家 畜 防 疫 対 策 課)	9
225	家畜伝染病予防法の規定による予防注射の実施	(同)	10
226	特定農業用ため池の指定及び解除	(農 業 基 盤 整 備 課)	10
227	三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量を定めた旨	(水 産 資 源 管 理 課)	10
228	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中 小 企 業 ・ サ ー ビ ス 産 業 振 興 課)	11
229	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道 路 管 理 課)	12

- | | | | |
|-----|--|---------------|----|
| 230 | 車両制限令の規定に基づく通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路の指定 | (道 路 管 理 課) | 13 |
| 231 | 車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定及び同令第10条第1項に定める通行方法 | (同) | 16 |
| 232 | 特定都市河川浸水被害対策法の規定による特定都市河川及び特定都市河川流域の指定 | (河 川 課) | 20 |
| 233 | 特定都市河川浸水被害対策法施行規則第9条第2項の規定による特定都市河川流域における基準降雨の公表 | (同) | 20 |
| 234 | 構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地の変更 | (建 築 開 発 課) | 22 |

企 業 庁 告 示

- | | | | |
|---|-----------------------------|-----------|----|
| 1 | 土地等の取得又は土地等の使用に伴う損失の補償基準の廃止 | (企 業 庁) | 23 |
|---|-----------------------------|-----------|----|

訓 令

- | | | | |
|---|----------------------------|-----------------|----|
| 3 | 三重県法令審査会規程の一部を改正する訓令 | (法 務 ・ 文 書 課) | 23 |
| 4 | 三重県電子署名の実施に関する訓令の一部を改正する訓令 | (同) | 24 |
| 5 | 三重県公文書管理規程の一部を改正する訓令 | (同) | 25 |

公 告

- | | | | |
|--|-------------------------------|---------------|----|
| | 土地改良事業計画の変更及びその関係書類の縦覧 | (農 地 調 整 課) | 26 |
| | 土地改良区役員の退任及び就任の届出 | (同) | 27 |
| | 公共測量を実施する旨の通知 | (公 共 用 地 課) | 27 |
| | 公共測量が終了した旨の通知 | (同) | 27 |
| | 開発行為に関する工事の完了 | (建 築 開 発 課) | 27 |
| | 建築基準法の規定による道路の位置指定及びその関係図書の縦覧 | (同) | 27 |

告 示

三重県告示第 204 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、三重県ふるさと応援寄附金の収納事務を次のとおり委託しました。

なお、地方自治法施行令第 158 条第 1 項の規定による寄附金の収納事務の委託（令和 4 年三重県告示第 249 号）は令和 5 年 3 月 31 日限り、廃止します。

令和 5 年 3 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 委託先

大阪府大阪市北区大深町 4 番 20 号 グランフロント大阪タワー A

株式会社エフレジ 代表取締役 杉本 和彦

2 委託期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 205 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、三重県ふるさと応援寄附金に係る指定納付受託者として次のとおり指定しました。

なお、地方自治法第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定による指定納付受託者の指定（令和 4 年三重県告示第 248 号）は令和 5 年 3 月 31 日限り、廃止します。

令和 5 年 3 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 委託先

三重県津市栄町三丁目 123 番地 1

株式会社百五カード 代表取締役社長 長合 教実

東京都港区青山五丁目 1 番 22 号

株式会社ジェーシービー 代表取締役会長兼執行役員社長 浜川 一郎

2 指定期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 206 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 5 年 3 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
シモザト薬局 陽だまりの丘店	桑名市陽だまりの丘 7-1604	令和 5 年 3 月 1 日
アイン薬局伊勢ひかり病院店	伊勢市御薮町高向 810-21	令和 5 年 3 月 1 日
あおぞら薬局	北牟婁郡紀北町相賀 1942-5	令和 5 年 2 月 10 日
白鳳病院 SAKURA 訪問看護・リハビリセンター	津市久居新町 1165 番地 209 号	令和 5 年 1 月 1 日
らしく訪問看護ステーション	伊勢市岡本 1 丁目 19 番 38 号岡本テナント 2F-A	令和 5 年 2 月 1 日

三重県告示第 207 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 5 年 3 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	変更後の所在地等	変更年月日
さくら薬局 志摩鶴方店	志摩市阿児町鶴方 3126 番地 12	志摩市阿児町鶴方 3126-17	令和 4 年 10 月 4 日

三重県告示第 208 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 5 年 3 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
森本医院	度会郡度会町棚橋 468-1	令和 5 年 1 月 31 日
伊勢度会調剤薬局	伊勢市楠部町 3039	令和 5 年 1 月 31 日
フラワー薬局桑町店	伊賀市上野桑町 1777	令和 4 年 12 月 31 日
あおぞら薬局	北牟婁郡紀北町相賀 1937-9	令和 5 年 2 月 9 日

三重県告示第 209 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和 5 年 3 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	指定年月日
草川医院	津市大里窪田町 1735-1	介護予防居宅療養管理指導	令和 5 年 2 月 3 日
有限会社メディファム めぐみ調剤薬局	松阪市大口町字西 155-1	居宅療養管理指導	令和 4 年 12 月 1 日
有限会社メディファム めぐみ調剤薬局	松阪市大口町字西 155-1	介護予防居宅療養管理指導	令和 4 年 12 月 1 日

三重県告示第 210 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 5 年 3 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
さくら薬局 志摩鶴方店	志摩市阿児町鶴方 3126-17	居宅療養管理指導	所在地	志摩市阿児町鶴方 3126-17	志摩市阿児町鶴方 3126-12	令和 4 年 10 月 4 日
さくら薬局 志摩鶴方店	志摩市阿児町鶴方 3126-17	介護予防居宅療養管理指導	所在地	志摩市阿児町鶴方 3126-17	志摩市阿児町鶴方 3126-12	令和 4 年 10 月 4 日
訪問介護 たいよう	津市上弁財町 20 番 21 号	訪問介護	所在地	津市上弁財町 20 番 21 号	津市港町 18 番 41 号	令和 4 年 9 月 1 日

三重県告示第 211 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 5 年 3 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
フラワー薬局桑町店	伊賀市上野桑町 1777	居宅療養管理指導	令和 4 年 12 月 31 日

フラワー薬局桑町店	伊賀市上野桑町 1777	介護予防居宅療養管理指導	令和 4 年 12 月 31 日
医心館 訪問看護ステーション 四日市	四日市市赤堀南町 2-25	訪問看護	令和 5 年 2 月 28 日
医心館 訪問看護ステーション 四日市	四日市市赤堀南町 2-25	介護予防訪問看護	令和 5 年 2 月 28 日
医心館 訪問介護ステーション 四日市	四日市市赤堀南町 2-25	訪問介護	令和 5 年 2 月 28 日
医心館 訪問介護ステーション 四日市	四日市市赤堀南町 2-25	訪問型サービス（独自）	令和 5 年 2 月 28 日
ケアライフ なずな	津市緑が丘二丁目 10 番地 8	居宅介護支援	令和 4 年 3 月 7 日

三重県告示第 212 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和 5 年 3 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	休止年月日
ウェルネス医療クリニック	桑名市新西方 3 丁目 218 番地	短期入所療養介護	令和 5 年 1 月 31 日
ウェルネス医療クリニック	桑名市新西方 3 丁目 218 番地	介護予防短期入所療養介護	令和 5 年 1 月 31 日

三重県告示第 213 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 5 年 3 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
シモザト薬局 陽だまりの丘店	桑名市陽だまりの丘 7-1604	令和 5 年 3 月 1 日
アイン薬局伊勢ひかり病院店	伊勢市御菌町高向 810-21	令和 5 年 3 月 1 日
あおぞら薬局	北牟婁郡紀北町相賀 1942-5	令和 5 年 2 月 10 日
白鳳病院 SAKURA 訪問看護・リハビリセンター	津市久居新町 1165 番地 209 号	令和 5 年 1 月 1 日
らしく訪問看護ステーション	伊勢市岡本 1 丁目 19 番 38 号岡本テナント 2F-A	令和 5 年 2 月 1 日

三重県告示第 214 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 5 年 3 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	変更後の所在地等	変更年月日
さくら薬局 志摩鶴方店	志摩市阿児町鶴方 3126 番地 12	志摩市阿児町鶴方 3126-17	令和 4 年 10 月 4 日

三重県告示第 215 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 5 年 3 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
森本医院	度会郡度会町棚橋 468-1	令和 5 年 1 月 31 日
伊勢度会調剤薬局	伊勢市楠部町 3039	令和 5 年 1 月 31 日
フラワー薬局桑町店	伊賀市上野桑町 1777	令和 4 年 12 月 31 日
あおぞら薬局	北牟婁郡紀北町相賀 1937-9	令和 5 年 2 月 9 日

三重県告示第 216 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和 5 年 3 月 31 日

三重県知事 一見勝之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	指定年月日
草川医院	津市大里窪田町 1735-1	介護予防居宅療養管理指導	令和 5 年 2 月 3 日
有限会社メディファム めぐみ調剤薬局	松阪市大口町字西 155-1	居宅療養管理指導	令和 4 年 12 月 1 日
有限会社メディファム めぐみ調剤薬局	松阪市大口町字西 155-1	介護予防居宅療養管理指導	令和 4 年 12 月 1 日

三重県告示第 217 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 5 年 3 月 31 日

三重県知事 一見勝之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
さくら薬局 志摩鶴方店	志摩市阿児町鶴方 3126-17	居宅療養管理指導	所在地	志摩市阿児町鶴方 3126-17	志摩市阿児町鶴方 3126-12	令和 4 年 10 月 4 日
さくら薬局 志摩鶴方店	志摩市阿児町鶴方 3126-17	介護予防居宅療養管理指導	所在地	志摩市阿児町鶴方 3126-17	志摩市阿児町鶴方 3126-12	令和 4 年 10 月 4 日
訪問介護 たいよう	津市上弁財町 20 番 21 号	訪問介護	所在地	津市上弁財町 20 番 21 号	津市港町 18 番 41 号	令和 4 年 9 月 1 日

三重県告示第 218 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 5 年 3 月 31 日

三重県知事 一見勝之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
フラワー薬局桑町店	伊賀市上野桑町 1777	居宅療養管理指導	令和 4 年 12 月 31 日
フラワー薬局桑町店	伊賀市上野桑町 1777	介護予防居宅療養管理指導	令和 4 年 12 月 31 日
医心館 訪問看護ステーション 四日市	四日市市赤堀南町 2-25	訪問看護	令和 5 年 2 月 28 日
医心館 訪問看護ステーション 四日市	四日市市赤堀南町 2-25	介護予防訪問看護	令和 5 年 2 月 28 日

ーション 四日市			
医心館 訪問介護ステーション 四日市	四日市市赤堀南町 2-25	訪問介護	令和 5 年 2 月 28 日
医心館 訪問介護ステーション 四日市	四日市市赤堀南町 2-25	訪問型サービス (独自)	令和 5 年 2 月 28 日
ケアライフ なずな	津市緑が丘二丁目 10 番地 8	居宅介護支援	令和 4 年 3 月 7 日

三重県告示第 219 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第 30 号) 第 14 条第 4 項において準用する生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 50 条の 2 (同法第 54 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。) の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和 5 年 3 月 31 日

三重県知事 一見勝之

指定介護機関の名称	所在地	事業 (サービス) の種類	休止年月日
ウエルネス医療クリニック	桑名市新西方 3 丁目 218 番地	短期入所療養介護	令和 5 年 1 月 31 日
ウエルネス医療クリニック	桑名市新西方 3 丁目 218 番地	介護予防短期入所療養介護	令和 5 年 1 月 31 日

三重県告示第 220 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 123 号) 第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 5 年 3 月 31 日

三重県知事 一見勝之

医療機関の種類別	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	指定年月日
薬局	アイン薬局伊勢ひかり病院店	伊勢市御菌町高向 810 番 21		薬局	令和 5 年 3 月 1 日
薬局	あおぞら薬局	北牟婁郡紀北町相賀 1942 番地 5		薬局	令和 5 年 3 月 1 日
薬局	シモザト薬局 陽だまりの丘店	桑名市陽だまりの丘 7-1604		薬局	令和 5 年 3 月 1 日
薬局	ナロー調剤薬局	四日市市天カ須賀 4-6-8		薬局	令和 5 年 3 月 1 日
診療所	はやかわ矯正歯科	四日市市八田 2-1-2		歯科矯正	令和 5 年 2 月 1 日

三重県告示第 221 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号) 第 15 条の 17 第 1 項の規定により、廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものの区域を次のとおり指定します。

令和 5 年 3 月 31 日

三重県知事 一見勝之

1 指定区域

指定番号 20

四日市市平津町東谷 481 番 7 の一部、484 番、484 番 1、484 番 4 の一部、484 番 6 の一部、485 番、487 番 1、487 番 2、487 番 5 の一部、487 番 6、487 番 7 の一部、500 番 1、501 番 1、503 番 3、504 番、505 番、506 番 1、506 番 2 の一部、507 番 1、507 番 2、507 番 4 の一部、508 番 1、508 番 2、509 番、510 番、511 番 1、512 番、512 番 1、512 番 2、513 番、514 番、514 番 1、514 番 2、515 番、516 番、517 番、517 番 1、517 番 2、517 番 3、517 番 4、517 番 5、517 番 6、517 番 7、517 番 8、517 番 9、517 番 10、518 番、519 番、520 番、521 番、521 番 1、522 番、523 番、524 番、524 番 1、524 番 2、524 番 3、525 番、526 番、526 番 1、526 番 2、526 番 3、526

番 4、526 番 5、526 番 6、526 番 7、526 番 8、526 番 9、526 番 10、527 番、527 番 1、527 番 2、527 番 3、527 番 4、527 番 5 の一部及び 528 番 1

四日市市平津町深谷 529 番の一部、530 番の一部、531 番の一部、532 番の一部、533 番 2、533 番 3、533 番 4、533 番 6 の一部、533 番 7 の一部、533 番の 13 の一部、533 番 15 の一部、533 番 16 の一部、533 番 18 の一部、533 番 20 の一部、533 番 21 の一部、533 番 22 の一部、533 番 26、534 番 9 の一部及び 534 番 10 の一部

四日市市大矢知町姥ヶ谷 1921 番 10 の一部及び 1921 番 11 の一部

四日市市大矢知町桜谷 1987 番 2 の一部

四日市市大矢知町大谷 3035 番の一部、3036 番、3037 番 1 の一部、3037 番 5、3037 番 6 の一部、3037 番 7、3038 番の一部、3055 番 5、3055 番 6、3058 番 1 の一部、3058 番 2、3058 番 8、3058 番 9 の一部、3060 番 4、3060 番 5 の一部、3060 番 6 の一部、3060 番 9 の一部、3060 番 11 の一部、3060 番 13、3061 番、3062 番 1、3062 番 2、3062 番 3、3063 番、3064 番、3065 番、3066 番、3067 番の一部、3067 番 1 の一部、3067 番 2 の一部、3067 番 3 の一部、3067 番 4、3068 番、3069 番、3070 番、3071 番 1、3071 番 2、3072 番、3073 番 1 の一部、3073 番 2、3074 番 1、3074 番 2、3074 番 3、3075 番、3076 番 5、3076 番 6、3076 番 7、3076 番 8 の一部、3076 番 14、3077 番、3077 番 1、3077 番 2、3077 番 3、3077 番 4、3077 番 5、3077 番 6、3078 番、3078 番 1、3079 番、3080 番、3081 番、3082 番 1、3082 番 2、3082 番 3、3083 番、3084 番、3084 番 1、3084 番 2、3085 番の一部、3086 番の一部、3087 番の一部、3088 番の一部、3089 番の一部、3089 番 1、3089 番 2、3089 番 3、3089 番 4、3089 番 5、3089 番 7、3090 番 3 の一部及び 3090 番 4 の一部

(詳細は、「3 資料の閲覧」) で備え置く指定区域台帳のとおり。)

2 埋立地の区分

指定番号 20

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和 46 年政令第 300 号) 第 13 条の 2 第 3 号ロに規定する埋立地

3 資料の閲覧

指定番号 20

指定に係る指定区域台帳は、三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課及び四日市地域防災総合事務所に備え置いて閲覧に供します。

三重県告示第 222 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号) 第 15 条の 17 第 1 項の規定により、廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものの区域を次のとおり指定します。

令和 5 年 3 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 指定区域

指定番号 21

桑名市大字五反田字源十郎新田 1 番の一部、1 番 1、1 番 2、1 番 2 地先、1 番 3、1 番 4 の一部、1 番 5 の一部、1 番 6 及び 1 番 7 (詳細は、「3 資料の閲覧」) で備え置く指定区域台帳のとおり。)

2 埋立地の区分

指定番号 21

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和 46 年政令第 300 号) 第 13 条の 2 第 3 号ロに規定する埋立地

3 資料の閲覧

指定番号 21

指定に係る指定区域台帳は、三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課及び桑名地域防災総合事務所に備え置いて閲覧に供します。

三重県告示第 223 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号) 第 15 条の 17 第 1 項の規定により、廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものの区域を次のとおり指定します。

令和5年3月31日

三重県知事 一見勝之

- 1 指定区域
指定番号 22
桑名市大字嘉例川字上小屋田 1348 番の一部
桑名市大字五反田字多々星 1700 番 1 の一部及び 1701 番の一部
- 2 埋立地の区分
指定番号 22
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 13 条の 2 第 3 号ロに規定する埋立地
- 3 資料の閲覧
指定番号 22
指定に係る指定区域台帳は、三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課及び桑名地域防災総合事務所に備え置いて閲覧に供します。

三重県告示第 224 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく腐そ病検査、高病原性鳥インフルエンザ検査、低病原性鳥インフルエンザ検査、ヨーネ病検査、ブルセラ症検査、結核検査、伝達性海綿状脳症検査及びアカバネ病検査を次のとおり実施します。

令和5年3月31日

三重県知事 一見勝之

- 1 実施の目的
腐そ病、ヨーネ病、ブルセラ症、結核及び伝達性海綿状脳症の発生予防並びに高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ及びアカバネ病の発生予察のため
- 2 実施する区域並びに実施の対象となる家畜等の種類及び範囲
 - (1) 実施する区域
三重県全域
 - (2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - ア 腐そ病検査
みつばち
 - イ 高病原性鳥インフルエンザ検査及び低病原性鳥インフルエンザ検査
高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（令和 2 年 7 月 1 日農林水産大臣公表（一部変更令和 3 年 10 月 1 日））第 3 の 1 (1) 及び第 3 の 2 (1) に基づき、家畜保健衛生所長が指示した家さん
 - ウ ヨーネ病検査
牛（生後 6 月以上の、搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛、種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛及びこれらと同一施設内で飼養している牛のうち前回の検査日以降に県外から導入された牛及び県内で生産された未検査牛、繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している未検査肉用雌牛、令和 4 年度に初めて県内で検査を受けた牛、平成 25 年度又は平成 30 年度に県内で初回検査を受けた牛並びに家畜保健衛生所長が特に必要と認めた牛）
 - エ ブルセラ症検査及び結核検査
牛（令和 4 年 12 月 1 日において輸入から 1 年以上を経過し、かつ、同日に生存していた搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛及び種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛のうち令和 5 年 4 月 1 日以降の調査時点において県内で飼養されている 1 農場当たり 30 頭までの牛、家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 4 条第 1 項の検査の対象牛並びに家畜保健衛生所長が特に必要と認めた牛）
 - オ 伝達性海綿状脳症検査
牛海綿状脳症対策特別措置法（平成 14 年法律第 70 号）第 6 条第 1 項の規定による届出の対象となる牛であって、家畜保健衛生所長が指示する牛
 - カ アカバネ病検査
牛（家畜保健衛生所長が特に必要と認めた未越夏牛又は令和 5 年 4 月末時点での抗体陰性牛）

3 実施の期日

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間において当該地域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

4 検査の方法

- (1) 腐そ病検査については、臨床検査及び細菌検査
- (2) 高病原性鳥インフルエンザ検査及び低病原性鳥インフルエンザ検査については、血清抗体検査（酵素免疫測定法）及びその他必要な検査
- (3) ヨーネ病検査及び伝達性海綿状脳症については、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第1に規定する検査方法
- (4) ブルセラ症検査及び結核検査については、牛のブルセラ症及び結核の清浄性維持サーベイランス実施要領（令和3年3月5日付け2消安第5800号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）に規定する検査方法
- (5) アカバネ病検査については、牛のアルボウイルス感染症サーベイランス実施要領（令和3年3月8日付け2消安第5810号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）に規定する方法

三重県告示第225号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により、次のとおり豚熱の予防注射を実施するので、同条第2項において読み替えて準用する同法第5条第2項の規定により告示します。

令和5年3月31日

三重県知事 一見勝之

1 実施の目的

県内における豚熱の発生予防のため

2 実施する区域並びに実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 実施する区域
三重県全域
- (2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施する区域内で飼養されている豚及びいのしし（高度な隔離下又は監視下にある豚及びいのししとして知事が認めるもの並びに哺乳豚を除く。）

3 実施の期日

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する日

4 注射、薬浴又は投薬の別及びその方法

皮下又は筋肉内注射法

三重県告示第226号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定により、令和5年3月24日付けで特定農業用ため池を指定し、並びに同条第5項において準用する同条第1項の規定により、令和5年3月24日付けで特定農業用ため池の指定を解除したので、同条第3項の規定により告示します。

なお、指定し、及び指定を解除した特定農業用ため池の名称及び所在地の一覧は、三重県農林水産部農業基盤整備課のホームページに掲載します。

令和5年3月31日

三重県知事 一見勝之

三重県告示第227号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第1項の規定に基づき、三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量を以下のとおり定めたので、同条第4項の規定により公表します。

令和5年3月31日

三重県知事 一見勝之

令和5管理年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間）におけるするめいか、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の知事管理漁獲可能量を以下のとおり定めます。

第1 するめいか

- 1 都道府県別漁獲可能量（法第 15 条第 1 項第 2 号に規定する「都道府県別漁獲可能量」をいう。以下同じ。）
現行水準

2 三重県の知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
三重県するめいか漁業	現行水準

第 2 くろまぐろ（小型魚）

- 1 都道府県別漁獲可能量

33.8 トン

2 三重県の知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
三重県くろまぐろ（小型魚）定置漁業	12.7 トン
三重県くろまぐろ（小型魚）中型まき網漁業	10.5 トン
三重県くろまぐろ（小型魚）養殖用種苗採捕漁業	2.5 トン
三重県くろまぐろ（小型魚）その他漁業	8.1 トン

第 3 くろまぐろ（大型魚）

- 1 都道府県別漁獲可能量

28.7 トン

2 三重県の知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
三重県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	12.1 トン
三重県くろまぐろ（大型魚）その他漁業	8.0 トン

三重県告示第 228 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 5 年 3 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

バロー鈴鹿ショッピングセンター

鈴鹿市東旭が丘二丁目 6700 番地 228 ほか 1 筆

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号	橋本 勝

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号	大山 一也

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社バロー	岐阜県多治見市大針町 661 番地の 1	田代 正美

株式会社サンドラッグ	東京都府中市若松町一丁目 38 番地の 1	才津 達郎 貞方 宏司
(変更後)		
氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社パロー	岐阜県多治見市大針町 661 番地の 1	田代 正美
株式会社ホームセンターパロー	岐阜県多治見市大針町 661 番地の 1	和賀登 盛作
株式会社サンドラッグ	東京都府中市若松町一丁目 38 番地の 1	貞方 宏司

- 3 変更年月日
令和 3 年 4 月 30 日
- 4 変更理由
2(1) 設置者の代表者に変更が生じたため。
2(2) 小売業者が分社化し事業譲渡したため。
小売業者の代表者に変更が生じたため。
- 5 届出の日
令和 5 年 3 月 16 日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和 5 年 3 月 31 日から同年 7 月 31 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 229 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。
なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。
令和 5 年 3 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 桑名東員線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
員弁郡東員町大字山田字総間 1688 番 1 地先から 員弁郡東員町大字北大社字落 1819 番 1 地先まで	旧	10.5~21.2	519.0
	旧新	13.4~31.8	515.0

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 高奈上三瀬線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
多気郡大台町下三瀬字中通 573 番地先から 多気郡大台町上三瀬字油谷 869 番 2 地先まで	新	9.3~23.2	1,522.0

第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 高奈上三瀬線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
多気郡大台町下三瀬字熊野往来下 385 番 1 地先から 多気郡大台町上三瀬字油谷 877 番 10 地先まで	旧	3.4~17.1	1,526.7

三重県告示第 230 号

車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条第 1 項第 2 号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大 25 トンである道路を次のとおり指定し、令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

なお、車両制限令の規定に基づく通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大 25 トンである道路の指定（令和 4 年三重県告示第 138 号）は、令和 5 年 3 月 31 日限り廃止します。

令和 5 年 3 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道 25 号	伊賀市上野農人町 350 番 1 から 伊賀市八幡町字西之平 3300 番 3 まで
一般国道 42 号	鳥羽市鳥羽三丁目 1484 番 123 から 伊勢市朝熊町字東橋 4577 番 11 まで
一般国道 42 号	伊勢市二見町三津字南浦 1201 番 41 から 伊勢市通町字真菰原 109 番 2 まで
一般国道 163 号	伊賀市島ヶ原字外垣 7377 番 1 地先から 伊賀市上野西大手町 3622 番 1 まで
一般国道 163 号	伊賀市上野農人町 554 番 3 地先から 伊賀市千戸字東垣内 1987 番 2 まで
一般国道 163 号	津市美里町足坂字舞谷 1119 番 2 から (南河路バイパス経由) 津市丸之内 252 番 9 まで
一般国道 164 号	四日市市千歳町字千歳 9 番 1 から 四日市市中部 2507 番地先まで
一般国道 165 号	名張市安部田字大扁ら 527 番 1 地先から 名張市蔵持町原出 1301 番 2 まで
一般国道 165 号	津市戸木町字西羽野 5572 番 1 から 津市雲出本郷町字松縄 1706 番 11 地先まで
一般国道 166 号	松阪市桂瀬町字茶屋 224 番 3 地先から 松阪市小津町字折戸 604 番 5 地先まで
一般国道 167 号	鳥羽市白木町字細田 68 番 3 から 伊勢市二見町松下字滝落 1944 番 1 地先まで
一般国道 306 号	津市河芸町中瀬字西山 246 番 1 地先から 鈴鹿市東庄内町字池代 4028 番 4 地先まで
一般国道 306 号	鈴鹿市長澤町字柳壺 1280 番 5 地先から 鈴鹿市椿一宮町字西能褒野 1606 番 4 地先まで
一般国道 306 号	四日市市水沢町字青木川 4062 番 4 から いなべ市藤原町山口字下孫月 3967 番まで
一般国道 365 号	いなべ市藤原町古田字広田 374 番 2 から いなべ市藤原町山口字下孫月 3967 番まで
一般国道 365 号	いなべ市北勢町別名字白口 237 番から 四日市市上海老町字東大沢 1648 番 243 まで
一般国道 365 号	四日市市西坂部町垣内 4576 番 1 地先から 四日市市末永町字宮ノ南 393 番 1 まで
一般国道 368 号	伊賀市八幡町字西之平 3300 番 3 から 名張市蔵持町原出 1301 番 2 まで
一般国道 421 号	桑名市大字西別所字新山畑 1920 番 1 地先から いなべ市大安町石樽東字湊川 3396 番地先まで
一般国道 422 号	北牟婁郡紀北町東長島字津本 1113 番 2 から 北牟婁郡紀北町東長島字玉 3395 番 2 まで
一般国道 425 号	尾鷲市倉ノ谷町 1083 番 2 から 尾鷲市倉ノ谷町 1087 番 30 まで
一般国道 477 号	四日市市西伊倉町西川原 37 番 2 から 四日市市小生町字西川原 768 番地先まで

一般国道 477 号	四日市市川島町字三滝川 6491 番 2 地先から 三重郡菰野町大字菰野字野中 3920 番 7 まで
一般国道 477 号	四日市市久保田二丁目 622 番 2 から (三滝川左岸側經由) 四日市市高角町字中川原 2892 番 1 まで
一般国道 477 号	四日市市高角町字西川原 2420 番 3 から 三重郡菰野町大字吉澤字八反田 1692 番 3 まで
県道北勢多度線	いなべ市員弁町畑新田字池ノ脇 682 番 4 から いなべ市員弁町畑新田字留岸 32 番地先まで
県道四日市楠鈴鹿線	四日市市末広町 19 番 15 から 四日市市楠町南五味塚字新貝 170 番 10 地先まで
県道水郷公園線	桑名市長島町松蔭 415 番 2 から 桑名市長島町小島 586 番 3 地先まで
県道水郷公園線	桑名市長島町松蔭 415 番 2 から 桑名市長島町松蔭 566 番 1 まで
県道水郷公園線	桑名市長島町福吉字青鷲 527 番 1 地先から 桑名市長島町福吉字青鷲 549 番地先まで
県道水郷公園線	桑名市長島町福吉字都羅 276 番 2 地先から 桑名市長島町福吉字都羅 129 番まで
県道四日市鈴鹿環状線	四日市市尾平町字新平川原 1696 番 3 から 四日市市室山町字八反田 610 番 2 まで
県道四日市鈴鹿環状線	四日市市采女町字清水 3004 番 7 地先から 四日市市采女町字清水 3004 番 2 地先まで
県道津関線	津市大里窪田町字橋垣内 3405 番から 亀山市関町木崎字舟外 1698 番 3 地先まで
県道四日市関線	鈴鹿市大久保町字大松 1718 番 1 地先から 鈴鹿市小岐須町字上分田 570 番 1 地先まで
県道神戸長沢線	鈴鹿市汲川原町字屋敷田 71 番 1 地先から 鈴鹿市長澤町字北間倉 1264 番 1 地先まで
県道鳥羽松阪線	伊勢市朝熊町字飛具 2627 番 1 から 伊勢市楠部町字黒木乙 389 番 4 まで
県道亀山鈴鹿線	鈴鹿市国府町字貝下 1554 番地先から 鈴鹿市道伯町字鋤初 2560 番 1 地先まで
県道津芸濃大山田線	津市中央 7 番地先から 津市安東町字東裏 733 番地先まで
県道宮妻峽線	四日市市水沢町字青木川 4064 番 23 から 四日市市西山町字屋敷西 7548 番 3 まで
県道宮妻峽線	四日市市小林町字小林新田 3010 番 19 から 四日市市八王子町字里前 2111 番 2 まで
県道宮妻峽線	四日市市波木町字野僧谷 1102 番 9 から 四日市市日永五丁目 2178 番 1 まで
県道鈴鹿環状線	鈴鹿市神戸三丁目 169 番 7 から 鈴鹿市庄野羽山三丁目 3216 番 1 地先まで
県道久居河芸線	津市大里窪田町字一之坪 3181 番 1 から 津市一身田町字三ノ坪 221 番 2 まで
県道松阪第 2 環状線	松阪市上川町 2739 番 63 地先から 松阪市上川町 4078 番 1 地先まで
県道松阪第 2 環状線	松阪市八太町字クリ穴 583 番 11 地先から 松阪市桂瀬町字茶屋浦 227 番 6 地先まで
県道松阪第 2 環状線	松阪市丹生寺町字向山 8 番 4 地先から 松阪市大塚町字四反田 374 番 3 地先まで
県道伊勢松阪線	伊勢市中島一丁目 803 番 1 地先から 伊勢市御薮町高向字川原 1744 番 5 地先まで
県道上海老茂福線	四日市市あかつき台三丁目 1 番 180 から 四日市市茂福町 2046 番地先まで

県道四日市朝日線	四日市市黄金町 47 番 2 地先から 三重郡朝日町大字柿字外戸 288 番地先まで
県道湾岸桑名インター線	桑名市大字福岡町 475 番 1 地先から 桑名市大字和泉 436 番 2 地先まで
県道四日市鈴鹿線	四日市市大治田二丁目 1017 番 4 から 四日市市大治田三丁目 465 番まで
県道四日市鈴鹿線	四日市市河原田町字相名 1500 番 4 から 四日市市河原田町字里南 2485 番 2 地先まで
県道四日市菰野大安線	四日市市波木町 1105 番から 四日市市桜町字富塚 7368 番 5 まで
県道四日市菰野大安線	三重郡菰野町大字宿野字神明田 423 番 5 地先から いなべ市大安町石樽東字北野 1854 番 10 地先まで
県道御衣野北猪飼線	桑名市多度町大字御衣野字亥ノ谷 2000 番 1 地先から 桑名市多度町大字御衣野字神明谷 937 番地先まで
県道松阪多気線	松阪市大黒田町字畔田 722 番 4 地先から 松阪市八太町字鎌谷 585 番 1 地先まで
県道宇治山田港伊勢市停車場線	伊勢市神社港字新屋敷前 304 番 15 地先から 伊勢市小木町須賀野 623 番 2 地先まで
県道尾鷲港尾鷲停車場線	尾鷲市朝日町 4273 番 28 地先から 尾鷲市中村町 341 番 3 地先まで
県道桑名四日市線	桑名市相川町 7 番地先から 桑名市大字小貝須字新堀北 1568 番地先まで
県道桑名四日市線	四日市市東茂福町 2047 番 1 地先から 四日市市霞一丁目 17 番 1 地先まで
県道草生窪田津線	津市大里窪田町字明星垣内 1900 番 2 から 津市大里窪田町字町田 3067 番 1 まで
県道草生窪田津線	津市一身田町字三ノ坪 204 番 1 から 津市栗真中山町字下沢 98 番 6 まで
県道楠河原田線	四日市市楠町北五味塚字不納 1934 番地先から 四日市市河原田町字狭 1284 番 2 まで
県道楠河原田線	四日市市河原田町字森 1760 番 1 から 四日市市河原田町字今宿 2259 番 1 まで
県道松阪港線	松阪市大口町字築地 1408 番から 松阪市鎌田町字南沖 244 番 6 地先まで
県道伊勢若松停車場神戸地子線	鈴鹿市柳町字瀬古 1684 番地先から 鈴鹿市神戸三丁目 149 番 7 地先まで
県道鈴鹿公園長沢線	鈴鹿市長澤町字須坂 384 番 1 地先から 鈴鹿市長澤町字北間倉 1265 番地先まで
県道南中津原畑新田線	いなべ市員弁町市之原字中貝戸 1777 番 11 地先から いなべ市員弁町畑新田字留岸 32 番地先まで
県道西野尻垣内線	いなべ市藤原町西野尻字出口 1069 の 2 番地先から いなべ市北勢町垣内字東垣内 431 の 1 番地先まで
県道千草赤水線	三重郡菰野町大字吉澤字八反田 1702 番から 三重郡菰野町大字吉澤字八反田 1687 番まで
県道上海老高角線	四日市市赤水町 1376 番 1 から 四日市市平尾町 3883 番 1 まで
県道宮東日永線	四日市市宮東町三丁目 26 番から 四日市市泊小柳町 2181 番まで
県道辺法寺加佐登停車場線	鈴鹿市高塚町字神垣 1080 番 9 地先から 鈴鹿市加佐登一丁目 2545 番 1 地先まで
県道西庄内高塚線	鈴鹿市東庄内町字池代 4028 番 4 地先から 鈴鹿市東庄内町字地藏僧 4318 番地先まで
県道西庄内高塚線	鈴鹿市高塚町字神垣 216 番 3 地先から 鈴鹿市高塚町字神垣 1080 番 9 地先まで
県道三行庄野線	鈴鹿市住吉町字南大谷 6731 番 4 地先から 鈴鹿市庄野羽山四丁目 3000 番 227 まで

県道三行庄野線	鈴鹿市庄野羽山三丁目 3216 番 1 地先から 鈴鹿市汲川原町字郷明 336 番 1 地先まで
県道六軒鎌田線	松阪市大平尾町字名残前 345 番 1 地先から 松阪市大塚町字四反田 372 番 4 地先まで
県道東大淀小俣線	伊勢市東大淀町字西大野 4957 番地先から 伊勢市小俣町明野 1062 番 1 地先まで
県道大湊宮町停車場線	伊勢市御薮町高向字二ツ屋 3375 番から 伊勢市御薮町高向字下蓼原 1546 番 2 まで
県道茶屋町湯の山停車場線	三重郡菰野町大字菰野字火除野 5831 番 2 から 三重郡菰野町大字菰野字野中 3920 番 7 まで
県道津香良洲線	津市雲出本郷町字松縄 1704 番 1 地先から 津市雲出伊倉津町字下津 684 番 7 地先まで
県道中井浦九鬼線	尾鷲市坂場西町 1183 番 4 地先から 尾鷲市坂場町 1201 番 9 地先まで
県道亀山関線	亀山市布気町字牛櫃 1057 番 6 地先から 亀山市太岡寺町字奥大ハゲ 820 番 7 地先まで

三重県告示第 231 号

車両制限令(昭和 36 年政令第 265 号) 第 3 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が 4.1 メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第 10 条第 1 項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが 3.8 メートルを超え 4.1 メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定め、令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

なお、車両制限令第 3 条第 1 項第 3 号に定める道路の指定及び同令第 10 条第 1 項に定める通行方法(令和 4 年三重県告示第 139 号)は、令和 5 年 3 月 31 日限り廃止します。

令和 5 年 3 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区 間
一般国道 25 号	伊賀市上村字中郷 1489 番 2 から 伊賀市山神字世古之口 34 番 2 地先まで
一般国道 25 号	伊賀市上野農人町 350 番 1 から 伊賀市上野西大手町 3623 番 3 まで
一般国道 163 号	伊賀市小田町字稲久保 241 番 1 地先から 伊賀市上野西大手町 3623 番 3 まで
一般国道 163 号	伊賀市上野農人町 554 番 3 地先から 伊賀市西明寺字天王 934 番 1 地先まで
一般国道 164 号	四日市市千歳町字千歳 9 番 1 から 四日市市中部 2507 番地先まで
一般国道 165 号	津市戸木町字西羽野 5572 番 1 から 津市雲出本郷町字松縄 1706 番 11 地先まで
一般国道 166 号	松阪市飯高町宮前字川ノ上 38 番 1 から 松阪市小津町字折戸 604 番 5 地先まで
一般国道 167 号	鳥羽市白木町字細田 68 番 3 から 伊勢市二見町松下字滝落 1944 番 1 地先まで
一般国道 306 号	津市河芸町中瀬字西山 246 番地 1 地先から 鈴鹿市東庄内町字池代 4028 番 4 地先まで
一般国道 306 号	鈴鹿市長澤町字柳壺 1280 番 5 地先から いなべ市藤原町山口字下孫月 3967 番まで
一般国道 365 号	いなべ市藤原町古田字広田 374 番 2 から いなべ市藤原町山口字下孫月 3967 番まで
一般国道 365 号	いなべ市北勢町別名字白口 237 番から 四日市市末永町字宮ノ南 393 番 1 まで
一般国道 368 号	伊賀市守田町字茶屋前 111 番 3 から

	名張市蔵持町原出 1301 番 2 まで
一般国道 421 号	桑名市大字西別所字新山畑 1920 番 1 地先から いなべ市大安町石樽東字湍川 3396 番地先まで
一般国道 422 号	伊賀市丸柱字峠 2242 番 231 地先から 伊賀市丸柱字殿白 1608 番 5 まで
一般国道 422 号	伊賀市三田字東大町 410 番 2 地先から 伊賀市小田町字稲久保 241 番 1 地先まで
一般国道 422 号	北牟婁郡紀北町東長島字津本 1113 番 2 から 北牟婁郡紀北町東長島字玉 3395 番 2 まで
一般国道 425 号	尾鷲市倉ノ谷町 1083 番 2 から 尾鷲市倉ノ谷町 1087 番 30 まで
一般国道 477 号	四日市市西伊倉町西川原 37 番 2 から 三重郡菰野町大字菰野字野中 3920 番 7 まで
一般国道 477 号	四日市市久保田二丁目 622 番 2 から (三滝川左岸側経由) 四日市市高角町字中川原 2892 番 1 まで
一般国道 477 号	四日市市高角町字西川原 2420 番 3 から 三重郡菰野町大字音羽字田福 1961 番 1 地先まで
県道北勢多度線	いなべ市北勢町瀬木 420 番 4 から いなべ市員弁町宇野 67 番 1 まで
県道北勢多度線	いなべ市員弁町畑新田字池ノ脇 682 番 4 から 桑名市多度町北猪飼字寺山 321 番 7 地先まで
県道四日市楠鈴鹿線	四日市市尾上町 20 番 3 から 四日市市楠町南五味塚字新貝 170 番 10 地先まで
県道四日市鈴鹿環状線	四日市市尾平町字新平川原 1696 番 3 から 四日市市室山町字八反田 610 番 2 まで
県道四日市鈴鹿環状線	四日市市采女町字清水 3004 番 7 地先から 四日市市采女町字清水 3004 番 2 地先まで
県道四日市鈴鹿環状線	鈴鹿市神戸三丁目 165 番 1 地先から 鈴鹿市北玉垣町字細田 1661 番 2 地先まで
県道津関線	津市芸濃町椋本字一ツ谷 6297 番 4 から 亀山市関町木崎字舟外 1698 番 3 まで
県道四日市関線	鈴鹿市大久保町字大松 1718 番 1 地先から 鈴鹿市小岐須町字上分田 570 番 1 地先まで
県道菰野東員線	員弁郡東員町大字鳥取字大華表 377 番 3 から 員弁郡東員町大字穴太 733 番 1 まで
県道北方多度線	桑名市多度町福永 1293 番 11 から 桑名市多度町香取 2123 番 6 まで
県道四日市多度線	桑名市多度町北猪飼 372 番 3 から 桑名市多度町香取 380 番 1 まで
県道神戸長沢線	鈴鹿市汲川原町字屋敷田 71 番 1 地先から 鈴鹿市長澤町字北間倉 1264 番 1 地先まで
県道亀山白山線	亀山市川合町字丁安田 1580 番地先から 津市芸濃町椋本字百々 5039 番 2 まで
県道伊勢磯部線	伊勢市藤里町字岩ヶ崎 701 番 2 から 伊勢市宇治浦田二丁目 91 番 23 まで
県道鳥羽松阪線	伊勢市川端町字山起 206 番 1 から 松阪市宮町字西浦 230 番まで
県道亀山鈴鹿線	亀山市和田町字和田ノ原 1589 番 3 から 鈴鹿市道伯二丁目 2060 番 1 まで
県道津芸濃大山田線	津市芸濃町北神山字川向 74 番 2 から 津市芸濃町北神山字沢 129 番 2 まで
県道宮妻峡線	四日市市水沢町字青木川 4064 番 23 から 四日市市八王子町字里前 2111 番 2 まで
県道宮妻峡線	四日市市波木町字野僧谷 1102 番 9 から 四日市市日永五丁目 2178 番 1 まで

県道甲南阿山伊賀線	伊賀市玉瀧字西砂ノ谷国有林 73 は林小班先から 伊賀市西之澤字上之段 2291 番まで
県道鈴鹿環状線	鈴鹿市神戸三丁目 169 番 7 から 鈴鹿市平野町字花林 1412 番 3 まで
県道鈴鹿環状線	鈴鹿市八野町字天伯 412 番 1 地先から 鈴鹿市八野町字天伯 429 番 8 地先まで
県道上野大山田線	伊賀市生琉里 2896 番 11 から 伊賀市下友生字西新開 3499 番まで
県道松阪第 2 環状線	松阪市西黒部町字大板 412 番 1 から 松阪市大宮田町字里 466 番 1 まで
県道松阪第 2 環状線	松阪市上川町 2739 番 63 地先から 松阪市上川町 4078 番 1 地先まで
県道松阪第 2 環状線	松阪市八太町字クリ穴 583 番 11 地先から 松阪市桂瀬町字茶屋浦 227 番 6 地先まで
県道松阪第 2 環状線	松阪市丹生寺町字向山 8 番 4 地先から 松阪市大塚町字四反田 374 番 3 地先まで
県道伊勢松阪線	伊勢市中島一丁目 803 番 1 地先から 伊勢市御薮町高向字川原 1744 番 5 地先まで
県道伊勢松阪線	多気郡明和町大字山大淀字中島 1679 番 3 から 多気郡明和町大字行部字東浦 282 番 28 まで
県道上海老茂福線	四日市市上海老町 1841 番 2 から 四日市市茂福町 2046 番地先まで
県道四日市朝日線	四日市市黄金町 47 番 2 地先から 三重郡朝日町大字柿字外戸 288 番地先まで
県道湾岸桑名インター線	桑名市大字福岡町 475 番 1 地先から 桑名市大字和泉 436 番 2 地先まで
県道四日市鈴鹿線	四日市市大治田二丁目 1017 番 4 から 四日市市河原田町字里南 2485 番 2 地先まで
県道木曾岬弥富停車場線	桑名郡木曾岬町大字栄 356 番から 桑名郡木曾岬町大字新加路戸 14 番 1 まで
県道上浜高茶屋久居線	津市上浜町二丁目 196 番 1 から 津市垂水字入江 99 番 2 まで
県道伊賀甲南線	伊賀市下柘植字馬場 5013 番 3 から 伊賀市新堂字平ノ谷 1700 番 3 まで
県道信楽上野線	伊賀市小田町字稲久保 241 番 2 から 伊賀市山神字世古之口 34 番 5 まで
県道信楽上野線	伊賀市千歳字西之辻 273 番 6 地先から 伊賀市千歳字西之芝 861 番 2 地先まで
県道四日市菰野大安線	四日市市波木町 1105 番から いなべ市大安町丹生川久下字生保柴 123 番 1 まで
県道桑名川越線	三重郡川越町大字当新田 1063 番 1 地先から 三重郡川越町大字当新田 480 番 3 地先まで
県道鈴鹿関線	鈴鹿市八野町字天伯 399 番 5 地先から 亀山市菅内町字折越 1631 番 1 まで
県道鈴鹿関線	亀山市天神四丁目 3270 番地先から 亀山市野村町字清谷 1658 番 3 地先まで
県道伊賀大山田線	伊賀市下柘植字馬場 5013 番 3 から 伊賀市希望ヶ丘西一丁目 35 番 193 まで
県道御衣野北猪飼線	桑名市多度町御衣野字亥ノ谷 2000 番 1 地先から 桑名市多度町御衣野字神明谷 991 番 4 地先まで
県道依那具荒木線	伊賀市ゆめが丘二丁目 4 番地先から 伊賀市下友生字西新開 3499 番まで
県道松阪多気線	松阪市大黒田町字畔田 722 番 4 地先から 松阪市八太町字鎌谷 585 番 1 地先まで
県道宇治山田港伊勢市停車場線	伊勢市神社港字新屋敷前 304 番 15 地先から 伊勢市小木町須賀野 623 番 2 地先まで

県道桑名四日市線	桑名市相川町7番地先から 桑名市大字小貝須字新堀北1568番地先まで
県道桑名四日市線	四日市市東茂福町2047番1地先から 四日市市霞一丁目17番1地先まで
県道三畑四日市線	四日市市鹿間町字市場158番5から 四日市市鹿間町字東山1番2まで
県道三畑四日市線	四日市市采女町2223番1から 四日市市追分三丁目146番まで
県道楠河原田線	四日市市楠町北五味塚字不納1934番地先から 四日市市河原田町字狭1284番2まで
県道楠河原田線	四日市市河原田町字森1760番1から 四日市市河原田町字今宿2259番1まで
県道千代崎港線	鈴鹿市東玉垣町字山神戸2607番地先から 鈴鹿市南玉垣町字北箱塚3000番17地先まで
県道田丸停車場斎明線	多気郡明和町大字有爾中字発し1093番1から 多気郡明和町大字斎宮字西小清水4311番まで
県道大泉東停車場線	いなべ市員弁町大泉字山上2537番から いなべ市員弁町大泉字野中1281番3まで
県道鈴鹿公園長沢線	鈴鹿市長澤町字須坂384番1地先から 鈴鹿市長澤町字北間倉1265番地先まで
県道亀山城跡線	亀山市東御幸町字実泥40番1地先から 亀山市太岡寺町字下谷1233番5地先まで
県道南中津原畑新田線	いなべ市北勢町南中津原字東野坂191番地3から いなべ市員弁町畑新田字溜岸13番地8まで
県道福島城南線	桑名市大字大福450番3から 桑名市大字江場699番1まで
県道篠立下野尻線	いなべ市藤原町山口3390番193から いなべ市藤原町山口433番191まで
県道田光四日市線	三重郡菰野町大字永井2342番1から 三重郡菰野町大字竹成2073番6まで
県道四日市東員線	四日市市朝明町字宮北535番1から 員弁郡東員町大字中上548番2まで
県道千草赤水線	三重郡菰野町大字大強原字柳ヶ坪3198番3地先から 三重郡菰野町大字大強原字柳ヶ坪3189番3地先まで
県道伊勢若松停車場神戸地子線	鈴鹿市柳町字瀬古1684番地先から 鈴鹿市神戸三丁目149番7地先まで
県道上海老高角線	四日市市赤水町1376番1から 四日市市平尾町3883番1まで
県道宮東日永線	四日市市宮東町三丁目26番から 四日市市泊小柳町2181番まで
県道小林鹿間線	四日市市山田町字向山763番1から 四日市市鹿間町字市場157番5まで
県道三行庄野線	鈴鹿市御菌町字小深田4499番地先から 鈴鹿市庄野羽山四丁目3000番227まで
県道三行庄野線	鈴鹿市庄野羽山三丁目3216番1地先から 鈴鹿市汲川原町字郷明336番1地先まで
県道上野鈴鹿線	鈴鹿市桜島町四丁目1番地先から 鈴鹿市末広北一丁目5215番1地先まで
県道白木西町線	亀山市布気町字八輪512番16から 亀山市野村二丁目183番2まで
県道河合丸柱線	伊賀市千貝字焼尾谷46番7地先から 伊賀市丸柱字北出1557番1地先まで
県道川東佐那具線	伊賀市西之澤字天道408番2から 伊賀市西之澤字上之段67番1地先まで
県道治田山出線	伊賀市治田字小谷2789番9から 伊賀市治田字鳥屋ヶ尾2506番17地先まで

県道六軒鎌田線	松阪市大平尾町字名残前 345 番 1 地先から 松阪市大塚町字四反田 372 番 4 地先まで
県道東大淀小俣線	伊勢市東大淀町字西大野 4957 番地先から 伊勢市小俣町明野 1062 番 1 地先まで
県道大湊宮町停車場線	伊勢市御薮町高向字二ツ屋 3375 番から 伊勢市御薮町高向字野池 2022 番 1 地先まで
県道茶屋町湯の山停車場線	三重郡菰野町大字菰野字火除野 5831 番 2 から 三重郡菰野町大字菰野字野中 3920 番 7 まで
県道津香良洲線	津市雲出本郷町字松縄 1704 番 1 地先から 津市雲出伊倉津町字下津 684 番 7 地先まで
県道甲賀阿山線	伊賀市玉瀧字栃谷 4756 番 1 地先から 伊賀市川合字焼尾国有林 73 は林小班内まで
県道中井浦九鬼線	尾鷲市坂場西町 1183 番 4 から 尾鷲市港町 4271 番 19 まで
県道亀山関線	亀山市布気町字牛櫃 1057 番 6 地先から 亀山市太岡寺町字奥大ハゲ 820 番 7 地先まで

2 通行方法

1 の道路を通行する高さが 3.8 メートルを超え 4.1 メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法 0.23 メートル以上、縦寸法 0.12 メートル以上（又は横寸法 0.12 メートル以上、縦寸法 0.23 メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

三重県告示第 232 号

特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）第 3 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり特定都市河川及び特定都市河川流域を指定します。

令和 5 年 3 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 特定都市河川

河川名	区 間	
	上流端	下流端
赤川	左岸 津市一志町小山字新中野 1508 番地先 右岸 同市同町小山同字 1518 番地先	雲出川への合流点

2 特定都市河川流域

次の図の赤色枠で囲まれた区域

（「次の図」は省略し、その図面及び関係書類を三重県県土整備部河川課、三重県津建設事務所及び三重県松阪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 233 号

特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成 16 年政令第 168 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、令和 5 年三重県告示第 232 号で告示した特定都市河川流域及び令和 5 年国土交通省告示第 248 号・第 249 号で告示のあった特定都市河川流域における基準降雨を次のとおり定める。（県と国 2 件の告示に係る基準降雨を定めるもの）

令和 5 年 3 月 31 日

基準降雨
白山ブロック

		降雨波形：中央集中型		24時間総雨量： 289.81mm							
		生起確率：10年に1度		最大降雨強度（1時間）： 75.93mm/h		最大降雨強度（10分間）： 161.56mm/h					
時	分	降雨強度 (mm/h)	時	分	降雨強度 (mm/h)	時	分	降雨強度 (mm/h)	時	分	降雨強度 (mm/h)
0	0-10	3.62	6	0-10	6.51	12	0-10	82.50	18	0-10	6.29
	10-20	3.67		10-20	6.67		10-20	54.72		10-20	6.15
	20-30	3.71		20-30	6.84		20-30	43.98		20-30	6.01
	30-40	3.75		30-40	7.02		30-40	37.85		30-40	5.89
	40-50	3.80		40-50	7.21		40-50	33.74		40-50	5.77
	50-60	3.85		50-60	7.41		50-60	30.75		50-60	5.65
1	0-10	3.90	7	0-10	7.62	13	0-10	28.44	19	0-10	5.54
	10-20	3.95		10-20	7.84		10-20	26.58		10-20	5.43
	20-30	4.00		20-30	8.09		20-30	25.05		20-30	5.33
	30-40	4.05		30-40	8.34		30-40	18.97		30-40	5.23
	40-50	4.11		40-50	8.62		40-50	17.53		40-50	5.14
	50-60	4.16		50-60	8.92		50-60	16.30		50-60	5.05
2	0-10	4.22	8	0-10	9.24	14	0-10	15.25	20	0-10	4.96
	10-20	4.28		10-20	9.59		10-20	14.33		10-20	4.88
	20-30	4.34		20-30	9.97		20-30	13.52		20-30	4.80
	30-40	4.41		30-40	10.38		30-40	12.80		30-40	4.72
	40-50	4.47		40-50	10.83		40-50	12.16		40-50	4.65
	50-60	4.54		50-60	11.32		50-60	11.59		50-60	4.58
3	0-10	4.61	9	0-10	11.87	15	0-10	11.07	21	0-10	4.51
	10-20	4.68		10-20	12.47		10-20	10.60		10-20	4.44
	20-30	4.76		20-30	13.15		20-30	10.17		20-30	4.37
	30-40	4.84		30-40	13.91		30-40	9.77		30-40	4.31
	40-50	4.92		40-50	14.77		40-50	9.41		40-50	4.25
	50-60	5.01		50-60	15.76		50-60	9.08		50-60	4.19
4	0-10	5.09	10	0-10	16.89	16	0-10	8.77	22	0-10	4.13
	10-20	5.19		10-20	18.22		10-20	8.48		10-20	4.08
	20-30	5.28		20-30	19.79		20-30	8.21		20-30	4.02
	30-40	5.38		30-40	25.78		30-40	7.96		30-40	3.97
	40-50	5.49		40-50	27.46		40-50	7.73		40-50	3.92
	50-60	5.59		50-60	29.52		50-60	7.51		50-60	3.87
5	0-10	5.71	11	0-10	32.14	17	0-10	7.30	23	0-10	3.82
	10-20	5.83		10-20	35.61		10-20	7.11		10-20	3.78
	20-30	5.95		20-30	40.57		20-30	6.93		20-30	3.73
	30-40	6.08		30-40	48.47		30-40	6.75		30-40	3.69
	40-50	6.22		40-50	64.37		40-50	6.59		40-50	3.64
	50-60	6.36		50-60	161.56		50-60	6.44		50-60	3.60

松阪ブロック

時		分	降雨強度 (mm/h)	時		分	降雨強度 (mm/h)	時		分	降雨強度 (mm/h)	時		分	降雨強度 (mm/h)					
			降雨波形：中央集中型			24時間総雨量：			265.66mm											
			生起確率：10年に1度			最大降雨強度（1時間）：			69.61mm/h											
						最大降雨強度（10分間）：			148.10mm/h											
0	0-10	3.32	6	0-10	5.97	12	0-10	75.62	18	0-10	5.76		10-20	3.36	10-20	6.12	10-20	50.16	10-20	5.64
	20-30	3.40		20-30	6.27		20-30	40.32		20-30	5.51									
	30-40	3.44		30-40	6.43		30-40	34.69		30-40	5.40									
	40-50	3.48		40-50	6.61		40-50	30.93		40-50	5.29									
	50-60	3.53		50-60	6.79		50-60	28.18		50-60	5.18									
	1	3.57		7	6.98		13	26.07		19	5.08									
10-20	3.62	10-20	7.19	10-20	24.37	10-20	4.98													
20-30	3.66	20-30	7.41	20-30	22.97	20-30	4.89													
30-40	3.71	30-40	7.65	30-40	17.39	30-40	4.80													
40-50	3.76	40-50	7.90	40-50	16.07	40-50	4.71													
50-60	3.81	50-60	8.18	50-60	14.95	50-60	4.63													
2	0-10	3.87	8	0-10	8.47	14	0-10	13.98	20	0-10	4.55		10-20	3.92	10-20	8.79	10-20	13.13	10-20	4.47
	20-30	3.98		20-30	9.14		20-30	12.39		20-30	4.40									
	30-40	4.04		30-40	9.51		30-40	11.74		30-40	4.33									
	40-50	4.10		40-50	9.93		40-50	11.15		40-50	4.26									
	50-60	4.16		50-60	10.38		50-60	10.62		50-60	4.19									
	3	4.23		9	10.88		15	10.15		21	4.13									
10-20	4.29	10-20	11.43	10-20	9.71	10-20	4.07													
20-30	4.36	20-30	12.05	20-30	9.32	20-30	4.01													
30-40	4.44	30-40	12.75	30-40	8.96	30-40	3.95													
40-50	4.51	40-50	13.54	40-50	8.63	40-50	3.90													
50-60	4.59	50-60	14.44	50-60	8.32	50-60	3.84													
4	0-10	4.67	10	0-10	15.49	16	0-10	8.04	22	0-10	3.79		10-20	4.75	10-20	16.70	10-20	7.77	10-20	3.74
	20-30	4.84		20-30	18.14		20-30	7.53		20-30	3.69									
	30-40	4.93		30-40	23.64		30-40	7.30		30-40	3.64									
	40-50	5.03		40-50	25.17		40-50	7.09		40-50	3.59									
	50-60	5.13		50-60	27.06		50-60	6.88		50-60	3.55									
	5	5.23		11	29.46		17	6.70		23	3.50									
10-20	5.34	10-20	32.65	10-20	6.52	10-20	3.46													
20-30	5.45	20-30	37.19	20-30	6.35	20-30	3.42													
30-40	5.57	30-40	44.43	30-40	6.19	30-40	3.38													
40-50	5.70	40-50	59.00	40-50	6.04	40-50	3.34													
50-60	5.83	50-60	148.10	50-60	5.90	50-60	3.30													

三重県告示第 234 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定により構造計算適合性判定（以下「判定」といいます。）を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地を次のとおり変更しましたので、同法第 77 条の 35 の 8 第 4 項の規定により公示します。

令和 5 年 3 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関の名称等

(1) 名称

日本建築検査協会株式会社

(2) 住所

東京都中央区日本橋三丁目 13 番 11 号

- (3) 業務区域
三重県全域

2 変更内容

業務を行う事務所の所在地		行わせることとした判定の業務
変更前	変更後	
東京都中央区日本橋三丁目 13 番 11 号	東京都中央区日本橋三丁目 12 番 2 号	一の判定の申請に、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分を含む判定の業務（日本建築検査協会株式会社の構造計算適合性判定業務規程等により判定できないものを除く。） 1 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 81 条第 2 項第 1 号ロに定める構造計算による建築物 2 三重県内に業務を行う事務所を置く指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定業務規程等により、三重県内で業務を行う事務所で判定できない建築物

- 3 変更年月日
令和 5 年 4 月 1 日

企業庁告示

三重県企業庁告示第 1 号

土地等の取得又は土地等の使用に伴う損失の補償基準（昭和 39 年三重県企業庁告示第 1 号）は、令和 5 年 3 月 31 日限り廃止します。

令和 5 年 3 月 31 日

三重県企業庁長 山口 武 美

訓 令

三重県訓令第 3 号

庁 中 一 般
地 域 機 関

三重県法令審査会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 5 年 3 月 31 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

三重県法令審査会規程の一部を改正する訓令

三重県法令審査会規程（昭和 38 年三重県訓令第 14 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表（第 2 条関係） 総務部法務・文書課長 総務部財政課長 <u>政策企画部政策企画総務課長</u> <u>地域連携・交通部地域連携・交通総務課長</u>	別表（第 2 条関係） <u>防災対策部防災対策総務課長</u> <u>戦略企画部戦略企画総務課長</u> 総務部法務・文書課長 総務部財政課長

防災対策部防災対策総務課長 医療保健部医療保健総務課長 子ども・福祉部子ども・福祉総務課長 環境生活部環境生活総務課長 農林水産部農林水産総務課長 雇用経済部雇用経済総務課長 <u>観光部観光総務課長</u> 県土整備部県土整備総務課長 教育委員会事務局教育総務課長	医療保健部医療保健総務課長 子ども・福祉部子ども・福祉総務課長 環境生活部環境生活総務課長 <u>地域連携部地域連携総務課長</u> 農林水産部農林水産総務課長 雇用経済部雇用経済総務課長 県土整備部県土整備総務課長 <u>デジタル社会推進局デジタル戦略企画課長</u> 教育委員会事務局教育総務課長
---	--

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

三重県訓令第4号

庁 中 一 般
地 域 機 関

三重県電子署名の実施に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県電子署名の実施に関する訓令の一部を改正する訓令

三重県電子署名の実施に関する訓令（平成15年三重県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) (略) (4) 本庁課 組織規則第6条から第15条までの規定により設置される課及びプロジェクトチームをいう。 (5)・(6) (略)		(定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) (略) (4) 本庁課 組織規則第7条から第15条までの規定により設置される課及びプロジェクトチームをいう。 (5)・(6) (略)	
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）	
署名の種類	鍵情報等管理者	署名の種類	鍵情報等管理者
(略)	(略)	(略)	(略)
部局長の署名	総務部総務課長 政策企画部政策企画総務課長 <u>地域連携・交通部地域連携・交通総務課長</u> <u>防災対策部防災対策総務課長</u> 医療保健部医療保健総務課長 子ども・福祉部子ども・福祉総務課長 環境生活部環境生活総務課長 農林水産部農林水産総務課長 雇用経済部雇用経済総務課長	部局長の署名	防災対策部防災対策総務課長 戦略企画部戦略企画総務課長 総務部総務課長 医療保健部医療保健総務課長 子ども・福祉部子ども・福祉総務課長 環境生活部環境生活総務課長 <u>地域連携部地域連携総務課長</u> 農林水産部農林水産総務課長 雇用経済部雇用経済総務課長

	観光部観光総務課長 県土整備部県土整備総務課長		県土整備部県土整備総務課長 デジタル社会推進局デジタル戦略企画課長
	出納局出納総務課長		出納局出納総務課長
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

三重県訓令第5号

庁 中 一 般
地 域 機 関

三重県公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

三重県公文書管理規程の一部を改正する訓令

三重県公文書管理規程（令和2年三重県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
<p>(文書の記号及び番号)</p> <p>第28条 文書には、次の各号により記号及び番号を付けるものとする。ただし、儀礼的な文書、刊行物、帳簿等で記号及び番号を付けることが適当でないもの又は第30条第1項ただし書に規定する文書には、記号及び番号を省略することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 三重県公文例規程第2条第3号ハに規定する指令文書及び同条第4号に規定する普通文書には、<u>副総括文書管理者が別に定める</u>記号を付け、総合文書管理システムによって番号を付ける。ただし、指令には、記号の上に「三重県指令」の字句を冠する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別表第2（第18条関係）</p> <p>その1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>例示</th> <th>発信者名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1 国の機関宛てのもの（大臣又は大臣に準ずる者宛てのものを除く。）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 地方公共団体の機関宛てのもの（当該地方公共団体の長又は当該地方公共団体の議会の長宛てのものを除く。）</td> <td>部（局）長 総務部デジタル推</td> </tr> <tr> <td>3 個人又は団体の長宛てのもの</td> <td>進局長 地域連携・交通部</td> </tr> <tr> <td>4 部（局）長並びに総務部デジタル推進局長、地域連携・交通</td> <td>スポーツ推進局長 地域連携・交通部</td> </tr> </tbody> </table>	例示	発信者名	(略)	(略)	1 国の機関宛てのもの（大臣又は大臣に準ずる者宛てのものを除く。）		2 地方公共団体の機関宛てのもの（当該地方公共団体の長又は当該地方公共団体の議会の長宛てのものを除く。）	部（局）長 総務部デジタル推	3 個人又は団体の長宛てのもの	進局長 地域連携・交通部	4 部（局）長並びに総務部デジタル推進局長、地域連携・交通	スポーツ推進局長 地域連携・交通部	<p>(文書の記号及び番号)</p> <p>第28条 文書には、次の各号により記号及び番号を付けるものとする。ただし、儀礼的な文書、刊行物、帳簿等で記号及び番号を付けることが適当でないもの又は第30条第1項ただし書に規定する文書には、記号及び番号を省略することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 三重県公文例規程第2条第3号ハに規定する指令文書及び同条第4号に規定する普通文書には、<u>別表第3に定める</u>記号を付け、総合文書管理システムによって番号を付ける。ただし、指令には、記号の上に「三重県指令」の字句を冠する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別表第2（第18条関係）</p> <p>その1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>例示</th> <th>発信者名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1 国の機関宛てのもの（大臣又は大臣に準ずる者宛てのものを除く。）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 地方公共団体の機関宛てのもの（当該地方公共団体の長又は当該地方公共団体の議会の長宛てのものを除く。）</td> <td>最高デジタル責任者 部（局）長 環境生活部廃棄物</td> </tr> <tr> <td>3 個人又は団体の長宛てのもの</td> <td>対策局長 地域連携部スポー</td> </tr> <tr> <td>4 最高デジタル責任者、部（局）長並びに環境生活部廃棄物対策</td> <td>ツ推進局長 地域連携部南部地</td> </tr> </tbody> </table>	例示	発信者名	(略)	(略)	1 国の機関宛てのもの（大臣又は大臣に準ずる者宛てのものを除く。）		2 地方公共団体の機関宛てのもの（当該地方公共団体の長又は当該地方公共団体の議会の長宛てのものを除く。）	最高デジタル責任者 部（局）長 環境生活部廃棄物	3 個人又は団体の長宛てのもの	対策局長 地域連携部スポー	4 最高デジタル責任者、部（局）長並びに環境生活部廃棄物対策	ツ推進局長 地域連携部南部地
例示	発信者名																								
(略)	(略)																								
1 国の機関宛てのもの（大臣又は大臣に準ずる者宛てのものを除く。）																									
2 地方公共団体の機関宛てのもの（当該地方公共団体の長又は当該地方公共団体の議会の長宛てのものを除く。）	部（局）長 総務部デジタル推																								
3 個人又は団体の長宛てのもの	進局長 地域連携・交通部																								
4 部（局）長並びに総務部デジタル推進局長、地域連携・交通	スポーツ推進局長 地域連携・交通部																								
例示	発信者名																								
(略)	(略)																								
1 国の機関宛てのもの（大臣又は大臣に準ずる者宛てのものを除く。）																									
2 地方公共団体の機関宛てのもの（当該地方公共団体の長又は当該地方公共団体の議会の長宛てのものを除く。）	最高デジタル責任者 部（局）長 環境生活部廃棄物																								
3 個人又は団体の長宛てのもの	対策局長 地域連携部スポー																								
4 最高デジタル責任者、部（局）長並びに環境生活部廃棄物対策	ツ推進局長 地域連携部南部地																								

<p>部スポーツ推進局長、地域連携・交通部南部地域振興局長、環境生活部環境共生局長、医療保健部理事及び県土整備部理事（以下「部（局）長等」という。）宛てのもの</p> <p>5 本庁課の課長若しくはプロジェクトチームの担当課長又は地域機関の長宛てのもの</p> <p>6 その他部（局）長等名によることを適当とするもの</p>	<p>南部地域振興局長 環境生活部環境共生局長 医療保健部理事 県土整備部理事</p>	<p>局長、地域連携部スポーツ推進局長、地域連携部南部地域活性化局長、雇用経済部観光局長、医療保健部理事及び県土整備部理事（以下「部（局）長等」という。）宛てのもの</p> <p>5 本庁課の課長若しくはプロジェクトチームの担当課長又は地域機関の長宛てのもの</p> <p>6 その他部（局）長等名によることを適当とするもの</p>	<p>域活性化局長 雇用経済部観光局長 医療保健部理事 県土整備部理事</p>
<p>その2（略）</p>		<p>その2（略）</p>	
<p>別表第3（第28条関係）</p> <p>（本庁用）</p> <p><u>防災対策部（防災）</u></p> <p><u>戦略企画部（戦略）</u></p> <p><u>総務部（総務）</u></p> <p><u>医療保健部（医保）</u></p> <p><u>子ども・福祉部（子福）</u></p> <p><u>環境生活部（環生）</u></p> <p><u>地域連携部（地域）</u></p> <p><u>農林水産部（農林水）</u></p> <p><u>雇用経済部（雇経）</u></p> <p><u>県土整備部（県土）</u></p> <p><u>デジタル社会推進局（デジ社）</u></p> <p><u>出納局（出納）</u></p> <p>（地域機関用）</p> <p><u>法務・文書課長の定めるところによる。</u></p>			

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営農業水利施設保全合理化事業有爾中・明星地区の計画を変更しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この変更計画については、土地改良法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画の変更が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が変更された日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和5年3月31日

三重県知事 一 見 勝 之

1 縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和5年4月3日から同年4月28日まで

3 縦覧の場所

伊勢市役所産業観光部農林水産課（伊勢市岩淵1丁目7番29号）

明和町役場産業振興課（多気郡明和町大字馬之上945）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和5年3月31日

三重県知事 一見勝之

員弁地区土地改良区（いなべ市員弁町笠田新田2205番地1）

退任監事

いなべ市員弁町松之木1842番地2

谷崎三男

就任監事

いなべ市員弁町松之木1866番地

谷崎 功

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県四日市建設事務所長から通知がありました。

令和5年3月31日

三重県知事 一見勝之

1 作業種類

公共測量（航空レーザ測深）

2 作業期間

令和5年2月16日から同年8月14日まで

3 作業地域

四日市市の一部及び三重郡菰野町の一部

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和5年3月14日に終了した旨、三重県四日市建設事務所長から通知がありました。

令和5年3月31日

三重県知事 一見勝之

1 作業種類

公共測量（数値図化）

2 作業地域

三重郡菰野町の一部及び同郡朝日町の一部

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和5年3月31日

三重県知事 一見勝之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和5年 3月15日	三重郡朝日町大字小向字十佐2223	千葉県浦安市日の出5丁目6-1-717 株式会社タカブランニングジャパン 代表取締役 菅 沼 尚 宏

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定しました。

なお、関係図書は、三重県熊野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和5年3月31日

三重県知事 一 見 勝 之

指 定 年 月 日	申 請 者		道路の位置	道路幅員及び延長		
	氏 名	住 所		道 路 番 号	幅 員 (m)	延 長 (m)
令 和 5 年 3 月 14 日	株式会社幸輝ハウス 代表取締役 細川 晴夫	熊野市有馬町 4771-14	南牟婁郡御浜町大字 下市木字向井地 3510-8 ほか1筆及び 字瀧頭 3507-5	A	5.0	31.7

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
